



第7回 会計制度と監査

- (研究開発費等に係る会計基準)
- (- 2 工事契約に関する会計基準)

月(5)法2号館 213 教室
平成 23 年 5 月 30 日
財 務 諸 表 論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第 11 版 武田隆二著 H21 年 1 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第 7 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

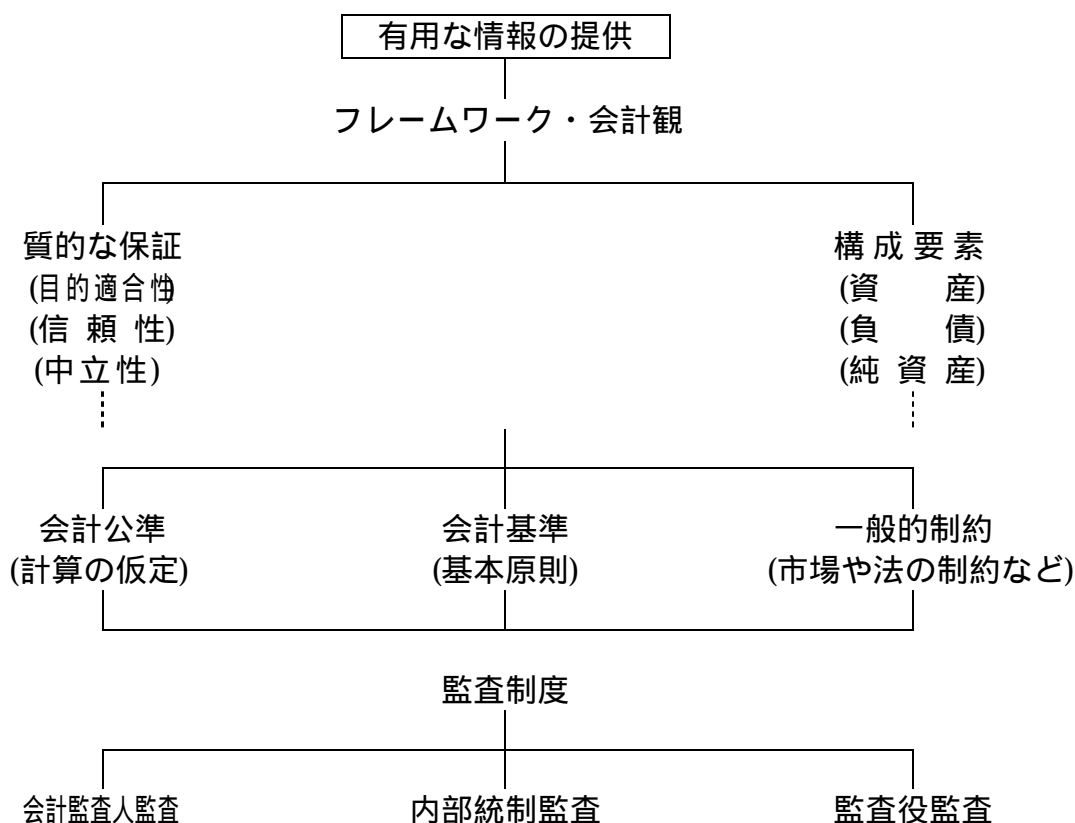
会計制度とフィルター

国際会計基準
会社法
監査制度

金融商品取引法
大会社の会計
会計監査人監査

内部統制制度
中小企業の会計指針
監査役監査

1. 会計の基礎的前提



本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2 . 会計の目的と会計観

概念フレームワーク

企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、個々の会計基準が依拠すべき一般基準である。

各国の「会計観」(会計思考)のエッセンスであり、その国の会計基準を貫徹する基本思想である。

(1)財務報告の目的

「財政状態」を重視する

企業自体の観点から、資金提供者などの投資意思決定における有用性に資する財務報告を目的とする（企業主体論）

「経済的資源や請求権」をB/Sで表示し、「その変動」をP/Lで開示するというB/S（財務状態計算書）を起点として、P/L（包括損益計算書）を考える「資産負債観」を持っている。

一方、日本は「財政状態」ではなく「投資ポジション」を重視する。投資ポジションでは、その投資がリスクから解放された時点で、業績（投資の効果）を認識するという純利益（業績）を重視している。

(2)質的な保証

(目的適合性)

(信 頼 性)

(中 立 性)

(3)構成要素

(資 産)

(負 債)

(純資産)

3 . 会計公準

会計実務において暗黙のうちに承認されている基本的な会計慣習であり、会計基準の変更はこの会計公準の枠内で行われる。

一般的なものとして、次のものがある。

エンティティの公準

貨幣的評価の公準

会計期間の公準

エンティティの公準

株主等から切り離された会計が行われる「企業そのもの」の存在を仮定するという前提である。

企業そのものとは「独立の法人格を持った法的実態」であり、株主等とは切り離された「企業の会計」を行うということである。

貨幣的評価の公準

すべての会計行為は貨幣という測定単位によって行われる。

人的資源、経営者の能力等は企業活動に欠かすことのできない重要な財産であるが、それらを貨幣価値で客観的に評価することはできず、貸借対照表に計上できない。(会計対象にならない)

会計期間の公準

企業は永続するものと仮定され、一定期間で区切らなければ、企業の経営成績と財政状態を報告することはできない。会計期間の公準は、企業活動を一定の期間に区切ることをいう。

4 . 会計基準の意義

企業会計原則

「一般に認められた会計原則 (GAAP) 」とは、1 つには権威ある会計基準の設定機関によって設定されたルールであること。いま 1 つは長年にわたり会計実務で培われ熟成されてきた慣習「経験の蒸留」であること。

日本の企業会計の根幹となる重要なルール
企業の財政状態と経営成績の適正表示

(1) 真実性の原則と重要性の原則

相対的真実性と重要度の勘案
会計プロセスの妥当性と結果の正確性

(2) 正規の簿記の原則

正確な会計帳簿の作成の必要性

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

資本とは元本、利益とは果実

(4) 明瞭性の原則

わかりやすい財務諸表の表示

(5) 単一性の原則

財務諸表の作成の基礎となる会計記録は同一

(6) 継続性の原則

会計基準の適用は每期継続、期間比較の可能性

(7) 保守主義の原則

予想の利益は計上すべからず、予想の費用は漏らすべからず

5 . 会計制度とフィルター

(1)会社法（計算書類）

（非上場企業の会計基準）

経営者の受託責任

会社の債務弁済能力

(2)金融商品取引法（財務諸表）

（上場基準の会計基準）

会社及び企業集団の収益力

投資のための情報開示

(3)外部監査というフィルター

6 . 内部統制の評価と監査

(1)内部統制報告書

経営者が作成する財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する報告書をいう。

内部統制報告書には、(1)整備及び運用に関する事項、(2)評価の範囲、時点及び評価手続、(3)評価結果、(4)付記事項等が記載される。

(2)内部統制監査報告書

経営者が作成した内部統制報告書の適正性について、公認会計士等により監査証明を受けることをいう。

監査人は経営者が作成した内部統制報告書について、その適正性を確かめるために内部統制監査を実施し、原則として財務諸表監査と一体として監査意見を表明する。

7．会計監査の歴史

(以下、2008年2月 中央経済社発行 山浦久司著 会計監査論から)

(1)起 源

文字に残された会計記録は紀元前 4000 年頃のエジプトに遡り、会計監査の起源もエジプト文明にまで遡る。世界各地において国家等公的な部門を中心に実施されていた。

(2)職業会計人の発祥

イタリアでは 13 世紀以前

(3)複式簿記

1478 年 ドイツの大商人 フッガー家で採用

1494 年 ルカ・パチョ - リによる複式簿記の紹介書「スンマ」

(4)株式会社制度の確立

1719 年 イギリスの南海会社泡沫事件

1920 年 フランスのミシシッピー・バブル事件

19 世紀の会社法へ

(5)フランス

1807 年 ナポレオン商法典が生まれ、合名、合資、株式会社を法律的に明示

1920～30 年代の金融スキャンダルを通じて、監査役、監査手続の明示

1942 年 認許会計士協会の発足

(6)ドイツ

他の欧州諸国並に 13 世紀頃から会社が設立されており、1585 年宣誓帳簿監査士が認められた。

1861 年ドイツ商法典において監査役会の明文規定が設けられる。

(7)イギリス

南海会社泡沫事件の前後から会計士の職業が発達して行った。

19 世紀の中頃からデトロイト、クーパーブラザース、プライス・ウォーター・ハウス、ピートといった大会計事務所の前身が設立された。

(8) E U

1984年頃から会社法、法定監査の統一の気運が高まる。

2000年6月に、2005年までに欧州のすべての上場企業に対し国際会計基準の適用を実施することを求める。

(9) 19世紀のアメリカ

1776年独立後、欧州諸国に先立ち準則主義による会社法が取り入れられる。1880年代イギリスの資本がアメリカの産業に投資されるとともに、イギリスから多くの会計士が渡航してきた。

アメリカの産業や金融において定期決算監査が行われ、アメリカ公認会計士協会が設立され、1896年にはニューヨークで公認会計士法が制定される。

(10) 20世紀のアメリカ

第一次世界大戦はアメリカを世界の大国に押し上げ、会計監査は広がりを見せるが、1929年の株価暴落をきっかけに財務報告と監査の改善が問題になった。

1933年証券法、1934年証券取引法の施行により証券の発行市場と流通市場が整備され、1934年に設置されたSECに提出する財務諸表に独立公共会計士の監査説明を付すことが要求された。

(11) 現代のアメリカ

1970、80年代の「期待のギャップ」論争

(12) 国際化

(13) 今後の動き

8 . 会計監査のフレームワーク

(1) 会計監査の定義

(2) 財務諸表監査としての会計監査

(3) 二重責任の原則と助言機能

(4) 監査人と独立性

(5) 会計監査の限界

(6) 会計監査と不正発見機能

(7) 虚偽表示と監査基準

(8) リスク・アプローチとフィルター

9 . 会計監査の制度化

(1) 会計監査のニーズの生成

(2) 監査の必要性の論理

(3) リスク情報と保険

(4) 会計監査制度の依拠するところ

研究開発費等に係る会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設定(平成 20 年 12 月 26 日改正 ASBJ)

研究開発は、企業の将来の収益性を左右する重要な要素であるが、近年、商品サイクルの短期化、新規技術に対するキャッチアップ期間の短縮及び研究開発の広範化・高度化等により、研究開発のための支出も相当の規模となっており、企業活動における研究開発の重要性が一層増大している。そのため、研究開発費の総額や研究開発の内容等の情報は、企業の経営方針や将来の収益予測に関する重要な投資情報として位置づけられている。このような状況を踏まえ、企業の研究開発に関する適切な情報提供、企業間の比較可能性及び国際的調和の観点から、研究開発費に係る会計基準を整備することが必要である。

(2) 研究

新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。

(3) 開発

新しい製品・サービス・生産方法(以下、「製品等」という。)についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。

(4) ソフトウェア

コンピュータを機能させるように指令を組み合わせで表現したプログラム等をいう。

(5) 研究開発費

人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。なお、特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費とする。

- 2 工事契約に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 19 年 12 月 27 日改正 ASBJ)

工事契約に係る収益(工事収益)及びその原価(工事原価)に関し、施工者における会計処理及び開示について定める。

(2)工事契約

仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものをいう。

(3)工事契約に係る認識の単位

工事収益及び工事原価の認識に係る判断を行う単位をいう。工事契約という用語を用いる場合には、工事契約に係る認識の単位に属する範囲を指す。

(4)工事契約に係る認識基準

工事契約に関して工事収益及び工事原価を認識するための基準をいい、工事進行基準と工事完成基準とがある。

(5)工事進行基準

工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

(6)工事完成基準

工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

(7)工事収益総額

工事契約において定められた、施工者が受け取る対価の総額をいう。

(8)工事原価総額

工事契約において定められた、施工者の義務を果たすための支出の総額をいう。工事原価は、原価計算基準に従って適正に算定する。

(9)原価比例法

決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいう。

前回の復習と質問

(第6回 H23.5.23)

H23.5.30

1. カルロス・ゴーンの日産リバイバルプランと損益計算書

(単位：10億円)

科 目	1998年度 (1998/4~1999/3)	1999年度 (1999/4~2000/3)	2000年度 (2000/4~2001/3)	2001年度 (2001/4~2002/3)	2002年度 (2002/4~2003/3)
	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円
売 上 高	6,580	5,977	6,090	6,196	6,829
売 上 原 価	4,922	4,570	4,634	4,547	4,872
割賦販売利益調整高	0	2	0	1	
売上総利益	1,659	1,409	1,456	1,650	1,956
(売上総利益率%)	(25.2)	(23.6)	(23.9)	(26.6)	(28.6)
販売費及び一般管理費	1,549	1,326	1,166	1,161	1,219
営業利益	110	83	290	489	737
(営業利益率%)	(1.7)	(1.4)	(4.8)	(7.9)	(10.8)
営業外収益	116	62	89	27	61
営業外費用	202	146	97	102	88
経常利益	24	2	282	415	710
(経常利益率%)	(0.4)	(0.0)	(4.6)	(6.7)	(10.4)
特別利益	30	39	88	67	89
特別損益	55	750	81	118	105
税金等調整前当期純利益	1	713	290	364	695
法人税、住民税及び事業税	14	41	68	87	113
法人税等調整額	12	31	131	102	86
少数株主利益	1	38	21	7	1
当期純利益	28	684	331	372	495

1999年3月末日、日産の最高責任者となる

販管費など固定費の削減

ルノーとの部品の共通化、購買の共同化、工場の閉鎖、子会社の統廃合、

余剰資産の売却、早期退職制度による人員の削減

原価の削減による売上総利益(率)の向上

、 の後 売上高を上げる

営業利益、経常利益、当期純利益が上がる

1998年に2兆円あった有利子負債を、2003年6月には全額返済する

2．段階別損益計算

3．収益の認識と測定

4．費用の認識と測定

5．収益費用対応の原則

6．ドル高(安)、円安(高)による利益

(小レポート 30点)

損益計算書の役割について記述する(A4 1枚以内)

提出期限：H23.6.13(月)